



人権擁護委員に螺良多加子さんを委嘱 (新任)

令和2年7月1日付けにて、法務大臣から人権擁護委員として螺良多加子さんが委嘱されました。



人権擁護委員は、人権に関する悩み事だけでなく、家庭や近隣のことなど様々な問題について相談をお受けしています。町民相談日 (P21参照) に相談に応じておりますので、お気軽にお申し出ください。 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止となる場合があります。町ホームページ等でご確認ください。

☎ 人権・男女共同参画推進課 内線217

～納付が便利に～
町の保険料がコンビニエンスストア・PayB (ペイビー) で支払いできるようになりました!

介護保険料・後期高齢者医療保険料がコンビニエンスストアで支払いができるようになりました。また、スマホ決済アプリ「PayB (ペイビー)」を使って、スマートフォンやタブレット端末からも支払いができるようになりました。 ※町から7月以降に発行した、バーコードがついている納付書が対象になります。 ※バーコードが読み取れないもの、納期限を過ぎたもの、金額が30万円を超えるものは、ご利用になれません。 ※PayB (ペイビー) での支払いは、領収書が発行されません。

☎ 介護保険料について
高齢介護課 介護保険担当 内線315
後期高齢者医療保険料について
町民課 後期高齢者医療担当 内線259

7月は虐待ゼロ推進月間です!

虐待はいかなる理由があっても禁止されるものです。虐待を発見した、虐待を受けている、虐待をしてしまったなどの場合は、「埼玉県虐待通報ダイヤル#7171」に電話してください。(IP電話をご利用の方は☎048 (762) 7533へ)

★詳細は県ホームページ (右QRコード) をご覧ください。



大切な人に伝えたい

「思いをつなぐノート」(エンディングノート) を配布します

「思いをつなぐノート」(エンディングノート) とは、人生を振り返り、あなた自身に関する情報や希望をわかりやすくまとめ、自分の思いを整理したものです。ノートには法的な効力はありませんが、これからの人生を自分らしく生きるきっかけとなり、遺された人へ自分の希望、思いを伝えることができます。



自分のため、大切な人のためにノートを書いてみませんか。

このノートは、町と協定を結んだ協働発行事業者が、民間企業等から広告掲載を募り、その広告料で作成したものです。

対象 どなたでも

配布場所 高齢介護課、地域包括支援センター

配布方法 各配布場所にて手渡し

☎ 高齢介護課 高齢者福祉担当 内線317・318

「精神障害者保健福祉手帳」及び「自立支援医療(精神通院医療)」の更新申請

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、「精神障害者保健福祉手帳」及び「自立支援医療(精神通院医療)」の更新申請について、臨時的取扱いができるようになりました。なお、通常通りの手続きも可能です。詳細はお問合せください。

【精神障害者保健福祉手帳の更新手続き】

対象者 手帳の有効期限が令和2年3月1日～令和3年2月28日までの方(障害年金証書の写しを提出して更新する方は除く)

手続き 診断書の添付をせず、申請書のみを提出。ただし、1年以内に改めて医師の診断書を提出する必要があります。

【自立支援医療費(精神通院医療)の更新手続き】

対象者 受給者証の有効期限が令和2年3月1日～令和3年2月28日までの方

手続き 手続きは不要で、有効期限を1年間延長。現在お持ちの受給者証は書き換えることなく、そのまま使用することができます。

☎ 福祉課 障がい福祉担当 内線267

杉戸町会計年度任用職員
放課後児童支援員等を募集します

放課後児童クラブ(町立小学校内)の支援員等として働いていただける方を募集しています。

職種	・放課後児童支援員 ・放課後児童支援補助員
任用期間	8月1日(土)～令和3年3月31日(水)
応募資格・免許 (①・②のいずれか)	①保育士、幼稚園教諭等 ②児童育成に関心・意欲のある方 (子育て経験者等)
勤務時間 ※シフト勤務	【月～金】14時～19時の5時間以内 【土】8時～17時の7時間以内 【学校休業日】8時～19時の7時間以内
賃金	①時給996円～ (学歴・職歴加算あり) ②時給938円～(学歴加算あり) ※交通費は通勤距離により支給あり

※詳細については、町ホームページまたは放課後児童クラブ担当へお問合せください。

☎ 教育総務課 放課後児童クラブ担当
☎090 (9825) 5472

耐震診断士および耐震改修工事店の登録を募集しています

町内産業の振興を図り、既存木造住宅の耐震化を促進するために、耐震診断士及び耐震改修工事店の登録申請を受付しています。登録すると、耐震補助金制度関係の啓発用チラシやホームページに社名連絡先が掲載されます。

◆耐震診断士の資格要件

- (次の①～③すべての要件に該当する方)
- ①建築士法第2条第1項に規定する建築士の資格を有する方
- ②公的機関、または財団法人日本建築防災協会が主催する耐震診断に関する講習会を受講し、修了証の交付を受けている方
- ③町内に本店・支店、または営業所を有する建築士事務所に所属している方

◆耐震改修工事店の資格要件

- 耐震改修工事店の登録を申請できる方は、町内に本店・支店、または営業所(個人の場合は住所)を有する方。
- 受付期間 随時(土・日、祝日および年末年始を除く)
- 受付時間 8時30分～12時、13時～17時15分
- 受付場所 役場本庁舎1階 建築課窓口
- 申請様式等 建築課窓口にて配布。また、町ホームページ(建築課)からダウンロード可。
- ☎ 建築課 開発建築指導担当 内線346

耐震で安心の家にしましよう

地震による建物の倒壊などの被害を防ぎ、安全な建築物の整備を促進するため、既存木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事を補助しています。

耐震診断や耐震改修工事を検討している方は、ぜひご利用ください。

補助対象 昭和56年5月31日以前に建てられた住宅※

補助上限 ・耐震診断/5万円

・耐震改修工事/40万円

※他にも要件がありますので、詳しくはお問合せください。

※この制度は、町で耐震診断等の費用の一部を補助するもので、町が直接耐震診断を行うものではありません。 ※建築課にて、パソコンによる簡易耐震診断を無料実施中。

☎ 建築課 開発建築指導担当 内線346

～住民票等の不正請求を防ぐために～
本人通知制度をご利用ください

町では、代理人や第三者の請求により住民票の写し等(本籍記載のもの)を交付した場合、その交付した事実について登録者本人に通知する「本人通知制度」を実施しています。

これは個人の権利侵害を防止すると共に不正請求・不正取得を防止するための制度です。制度利用には、事前の登録が必要です。

対象 杉戸町に住民登録または本籍がある方

登録方法 本人確認書類(運転免許証、写真付き住民基本台帳カード、マイナンバーカード、旅券等)をお持ちの上、町民課窓口で所定の申込書で申請。

期間 無期限

※ただし、住所・氏名・本籍等の登録事項に変更があったときは、変更の届出が必要になります。変更の届出がない場合、登録が廃止となる場合があります。

☎・☎ 町民課 住民・戸籍担当 内線254・256

「町公共施設の今後の管理方針案」に係る説明会を開催します

町では、今後の公共施設等の老朽化対策や最適な配置を実現するために公共施設等総合管理計画を定めています。

今後予想される少子高齢化と人口減少を見据え、公共施設等総合管理計画の基本方針に基づいて、施設ごとに具体的な更新・長寿命化・統廃合などの個別施設計画を令和2年度末までに策定する予定です。

同計画の策定に先立ち「町公共施設の今後の管理方針案」に係る説明会を開催します。

※新型コロナウイルス感染拡大状況により、入場制限や中止とさせていただきます場合がございます。ご来場前に必ず町ホームページ等で開催の有無をご確認ください。

日時 8月2日(日) 10時～12時

会場 すぎとピア 多目的ホール

対象 町内在住・在学・在勤者

☎ 財産管理課 財産管理担当 内線275

町公共施設の今後を考える
町民ワークショップを開催します

町では、「杉戸町公共施設等総合管理計画」に基づき「杉戸町個別施設計画」の策定に取り組んでいます。

策定に向けて、町民の皆さんの意見を参考にさせていただくため、ゲームをまじえたワークショップを開催します。当日は、公共施設の配置計画を考えます。

一般公募のほか、無作為抽出で2,000人に案内を送付する予定です。案内が届いた方は参加のご協力をお願いします。

専門的な知識は不要です。今後の公共施設について一緒に考えてみませんか。

※新型コロナウイルス感染拡大状況により、中止とさせていただきます場合がございます。ご来場前に必ず町ホームページ等で開催の有無をご確認ください。

日時 ①8月23日(日)、②9月6日(日)

9時30分～12時(予定)

(①、②各回の内容は同じです。)

会場 杉戸町役場 会議室

対象 ○一般公募(町内在住・在学・在勤者で18歳以上の方)

○無作為に抽出した18歳以上の町民2,000人

(送付時期7月中旬～下旬)

定員 各回10人程度(予定) 参加費 無料

応募期間 7月20日(月)～8月4日(火)【必着】までに、応募用紙を財産管理課へ持参・郵送・電子メールのいずれかに提出。また、町ホームページからも応募可。(抽選結果は採否に関わらず回答します。)

応募用紙配布場所 財産管理課窓口

(町ホームページからダウンロードも可)

提出・☎ 〒345-8502 杉戸町清地2-9-29

杉戸町役場 財産管理課 内線275

☒zaisankanri@town.sugito.lg.jp

株式会社TKC様から寄付をいただきました

新型コロナウイルス感染症対策のために役立ててほしいとのご意向から、100万円の寄付をいただきました。ありがとうございました。

☎ 財産管理課 財産管理担当 内線273

